

平成21年 第8回

教育委員会定例会会議録

平成21年8月11日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2287号

平成21年第8回定例会

日 時 平成21年8月11日(火) 午前10時00分 開会

場 所 9階研修室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長 (庶務課長兼務)	伊藤 康博
	学務課長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	森 信 二
	指導室長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第33号 平成22年度区立中学校使用教科書の採択について
- 2 議案第34号 平成22年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 3 議案第35号 平成22年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 4 議案第36号 ちゅう房機器の購入について(港南小学校)

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区スポーツセンター内プール休止について
- 2 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 3 生涯学習推進課の7月事業実績と8月事業予定について
- 4 図書館・郷土資料館の7月行事実績と8月行事予定について
- 5 8月指導室事業予定について
- 6 港区立小中一貫教育校の学校選択希望制について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、平成21年第8回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴の皆さんが多数いらっしゃいますが、会議に先立ちまして皆様をお願いいたします。入場の際お配りしました注意事項をお読みになり、会議においては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などなされないよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は高橋委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第33号 平成22年度区立中学校使用教科書の採択について

○小島委員長 まず日程第1、審議事項。まず、1番、議案第33号「平成22年度区立中学校使用教科書の採択について」です。

それでは、早速、日程第1、審議事項でございます。今回、議案第33号といたしまして、平成22年度区立中学校使用教科書の採択について審議を行います。審議に先立ちまして、採択方針及び前回の教育委員会で行われた報告において教科書採択にかかわる概要について説明していただきました点等について確認いたします。

第一に採択方針ですが、本年度の教科書採択についてです。平成24年度の新学習指導要領の完全実施に伴い、中学校の教科書は新しく改定されることになっています。本日審議してまいります平成22年度に中学校で使用する教科書は、社会の歴史的分野以外に新たに出版されたものがないために、文部科学省からの通知に沿って、社会の歴史的分野以外の種目については、これまでと同じ教科書を使用することに大きな問題がない限り、基本的には、前回採択した教科書と同じ教科書を採択するという考え方で、簡略化して採択を行いたいと思います。

第二に、教科書選定資料の作成についてです。今回、社会科の歴史的分野で1社新たに検定を経た教科書が追加されましたので、その教科書について新たに調査・研究を行い、中学校教科書選定資料に反映させています。

第三に、選定研究委員会からの報告についてです。選定研究委員会の委員長から、現行の各教科の教科書を実際に使用してみて、学校現場から、「使いやすく、生徒の実態に合っている」という意見が大半であったことが報告されています。また、保護者代表の方々から、「現行の教科書を使用しての利点等の説明がわかりやすく理解できた」、「教科書をもとに、先生方がいろいろなアイデアを出し、子どもたちへの指導を工夫していることがわかった」などの意見が出されたという報告がなされました。

これらのことを踏まえて、本日の教育委員会で、平成22年度区立中学校使用教科書選定資料を参考に、国の検定を受けた教科書を1社ずつ採択していくことになります。

それでは、採択に移らせていただきます。各教科の種目ごとにご意見を伺い、順次決定していきたいと思います。

まず最初に、国語の教科書についてご意見を伺います。どなたかご意見ございますか。

○半田委員 私の娘が中学生なのですがけれども、国語の教科書を改めて読んでみたところ、宮澤賢治の『注文の多い料理店』という単元がございました。たしか小学校の6年生にも宮澤賢治の作品がありました。『やまなし』と『イーハトーヴの夢』でしょうか。ですから、子どもにとってもとても親しみのある宮澤賢治の代表作ということで、その接続がとてもいいと感じました。そういった配慮を感じることができる教科書だと思いましたので、非常にいいと思いました。

資料の中でも、「接続のよい学習指導が展開できる」という意見がございましたので、本当によく反映しているのだと感じました。

○小島委員長 そのほか、どなたかご意見ございますか。

○南條委員 調査資料の方も拝見しますと、現場の先生方から特に否定的な意見は出ないですね。肯定的な意見がほとんどなものですから、私は現場の先生方の意見を尊重して、この教科書は変更するに値しないと。要するに、変更する理由にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○小島委員長 先ほど半田委員から『注文の多い料理店』のお話が出ました。私も大分昔にこの本を読んだことがあり記憶に残っているのですが、ただ、宮澤賢治の著作とは気がつかなかったのですね。小学校6年で『イーハトーヴの夢』等で宮澤賢治の評伝がなされているので、小学校の6年生で、宮澤賢治というのはこういう人なのだというようなことを学んでいるわけです。その同じ宮澤賢治の『注文の多い料理店』を読んだとき、子どもたちが、この著作で何を言いたいのかと。子どもたちが、農民の暮らしはどうかとか、山の生活はどうかとか、都会の人が来て鉄砲をどんどん撃って鳥を撃ち殺してしまったりとか、そういうことに対して子どもたちがどういうふうに感じるのかという点で非常に興味深いですね。私も、半田委員がおっしゃった小学校と中学校の接続がいいのではないかとこの点は、本当にそのとおりだと思います。

そのほか何かご意見ございますか。

○澤委員 私も、今使っている三省堂の教科書ですがけれども、小島委員長と私は今の教科書を選ぶときにも教育委員として採択しているので、今回、我々が一番関心を持ったのは、4年近く使っていて、学校の現場の先生がどういう感想を持たれたのかということです。それで、先ほど委員長が言われたように、この間、教科書調査研究委員長からの国語に関する報告を我々も資料としてもらっています。基本的には、今回の選定資料というのは、前回18年度の資料がベースになっています。それで4年近く使って、さらに追加することがあるかどうかという資料をもらっていて、そういう中でも、特にまずいとか、むしろいい点をさらに追加しているような報告だったので、現状の三省堂の教科書でよろしいのではないかと感じました。

○小島委員長 そのほか、ご意見ございますか。よろしいですか。

4年前にきちんと協議をして、4年間使用していただいて、特に問題がないという調査選定研究委員会からの報告ですので、国語につきましては、現行の三省堂の教科書で特にご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、国語の教科書につきましては、三省堂ということで決定いたします。

引き続きまして、書写の教科書についてご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見ございますか。

○半田委員 これも、先ほどの国語の教科書とリンクしている部分を大いに感じました。例えば、『走れメロス』とか『枕草子』とか、国語の教科書で内容を深く勉強したものを書写でまた改めて美しい字で書くということで、とてもすんなりと入れると思いました。宅急便の伝票の書き方とか、お礼状の書き方とか、日常生活の中で役立つ内容が大変細やかに興味深く書いてありましたので、とてもすばらしいと思いましたので、この教科書で問題ないと思います。

○小島委員長 そのほかご意見ございますか。よろしいですか。

では、書写につきましては、現行の学校図書ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、書写につきましては、学校図書と決定いたします。

続きまして、社会科に移ります。社会科は4種類の教科書がございますので、まず地理的分野からご意見を伺いたいと思います。

地理的分野について何かご意見ございますか。

○澤委員 これも、先日の選定研究委員長からの報告があったように、現状、東京書籍の教科書を使っておりますけれども、改めて「バランスのいい教科書だ」という現場の先生方の感想。それから、各教科書とも学習指導要領にのっとっているのも、項目がそんなに大きく外れてはいないのですけれども、例えば、熱帯とか温帯とか世界の気候帯の説明をするのに、全ての教科書について調べたわけではないのですけれども、東京書籍のは、森林が育つ、育たないということを軸にして気候帯を紹介していて、そういう視点がなかなかおもしろい。それから、教科書の中に「自由研究」という——これは各教科書ともあるのですけれども、特に東京書籍は、子どもたちが地理に関する調査をしたいと思った場合に、どのようにやったらいいのかというようなことが非常にうまく説明されている。これも追加資料がございましたけれども、特にマイナスの感想はなくて、むしろ、使ってみて、巻末の用語解説とか統計資料がコンパクトにまとめられており、使いやすいという感想とか。たまたまですけれども、自由研究でオーストラリアが取り上げられていて、残念ながら今年はインフルエンザで中止になってしまいましたけれども、港区とのそういう関連もあるというようなこともあって、あと2年ということですが、現行でよろしいのではないかとこのように思いました。

○小島委員長 わかりました。

そのほか、どなたかご意見ございますか。

地理的分野は、今、澤委員がおっしゃったように、現行の教科書で大変よいという評判です。

それでは、社会の地理的分野につきましては、現行の東京書籍の教科書で特にご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、社会の地理的分野につきましては、東京書籍と決定いたします。

続きまして、社会の歴史的分野に移りたいと思います。どなたかご意見ございますか。

○南條委員 自由社の方をちょっと拝見しまして、古代の記述は結構細かくかなり詳しく入っているということで、これは生徒にとっては読んで楽しいのではないか、それから、発展的な学習を行うときにはいいのではないか、そのようには感じました。

○小島委員長 そのほかご意見ございますか。

○澤委員 冒頭に委員長から、今回の採択の背景の説明があった中で、社会の歴史的な分野だけが自由社の新しい教科書が検定を受けて登場しているということでした。私の立場では、もう既に4年前に帝国書院の教科書がいいということでそれに賛成していたので、特にその教科書について現場で使っている先生方がどういう印象を持たれたかということ。現状の教科書については当然関心があるわけですが、それ以外に、新たにこの教科書が登場しました。私どもが平成13年に初めて教科書採択をやったときに扶桑社の初版が出たのですね。扶桑社の流れをくんだ教科書というのが世間的な位置づけでもあって、改めて今回自由社の教科書を読ませていただきました。これは、南條委員が言われるように、扶桑社の初版と比較しては扶桑社に申しわけないのですけれども、教科書としては随分整ってきて、視点がそれなりに興味深いというようなことを感じました。ただ、どういうわけだか、今の帝国書院の教科書と比べると、活字がワンポイント小さいというようなことがあります。小学生ではなくて中学生なので、活字が小さい大きいというのは主観の問題なので、どっちがいいというのはちょっとわかりせん。

また、歴史的な分野というのは、国際的にもいろいろな波紋を投げかける面があります。そういう中で、日本は日本の文化と伝統を大事にした視点というのが当然必要なわけですが、自由社の教科書を読ませていただいたときにちょっと気になるのは、例えば「暴力によって革命を実現したソ連の共産主義思想の影響を受け」とあります。人の国の革命のところを「暴力によって」というような言葉を使うということは、「そうしたら、フランス革命だって暴力ではないか」という話になって、今のうちの中学生の教科書としてちょっと適切ではないと私は個人的には思いました。それは一例ですが、そんな印象を受けました。

○小島委員長 ありがとうございます。

どなたかほかにご意見ございますか。

○半田委員 私も今回、初めて2冊を比べさせていただいて気がついたことなのですが、写真においてなのですが、自由社さんの方が印刷が鮮明ではないような気がして……。レイアウト等はとても工夫してあると思うのですが、歴史的な書物であるとか、仏像であるとか、興味を引く大切な写真が少し不鮮明ではないかということが気になりました。比べてみてのお話なのですけれど

も。

○小島委員長 わかりました。

ほかに何かご意見ございますか。

○南條委員 歴史的な認識というのはいろいろと言われていますが、これはとらえ方はさまざまだと思うのです。そういう人たちによりまして。それをどこまで扱うかということは、そこら辺は考えや意見がいろいろとあるところだとは思いますが、いずれにしても、どの教科書も国の認定を受けたということは事実でございます。したがって、大局に言えば、どの教科書を扱ってもいいということにはなるのですが、そういった細かいとってはちょっと語弊がありますが、一部の記述にとらわれずに、総体的というのですか、そういったものでとらえた方がよろしいかと思えます。

それと、選んだ教科書ですので、向こう2年間はそのまま使っても何の遜色もないのではないかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○小島委員長 あと2年間ということを重視すれば、従前のでよろしいのではないかなということですね。

○南條委員 はい。

○小島委員長 そのほか何かご意見ございますか。

○教育長 客観的な事実として、東京都教育委員会の研究調査によりますと、人物の扱いですが、現行の教科書は大体228カ所、そして扶桑社と自由社は大変似通っている教科書で、8割程度は同じだというふうに言われていますが、これが488カ所。総ページ数は自由社の方が10ページ程度少ないのですね。そういう中で、中学校の社会科の授業というのは年間140時間。それから、期末とか中間テスト等の時間数を除くと、130前後あるかというところだと思うのですね。そういう時間数の中で、多くの人物が登場する。これは考え方で、多くの人物が登場することによって、より興味深く、あるいは歴史的な背景、他国との関係を具体的な人物を通して子どもたちに理解させようという意図があるのだと思うのです。この意図は大変よくわかるし、結構なことだと私は思うのですけれども、ただ、そういう限られた時間数の中で、より多くの人物を登場させすぎると、子どもたちが消化不良を起こす可能性も考えられる。やはり、ある意味、教師が精選をして扱っていかないといけない。これは平均でいくと、1時間当たり4人とか、そういう人物が登場してくるということになってくるわけですので、そういう意味ではちょっと多いかという感じはあります。しかし、自由社、扶桑社、それから今の帝国、その他の教科書、それぞれの考え方によって、人物を登場させたり、あるいは写真を、あるいは資料をとということですので、それぞれの考え方なのです。しかし、私は、少し多いのではないかと客観的に思います。

○小島委員長 そのほか、どなたか。

○半田委員 今、高橋教育長がおっしゃったことにつけ加えなのですからけれども、今、「歴女」とか言われて、歴史に興味のある方があふれている、とてもすばらしいことだと思うときに、大切なのは、全体を通して流れを把握するということが中学生としては一番押さえておきたいところかと。客観

性というものも必要になってくると思いますので、細かく掘り下げるということも大切なのですが、義務教育で知っておいていただきたい時の流れというのを最優先に子どもたちに伝えていきたいというふうに考えております。

自由社さんの方は、古代がとても多く、神話が多くて興味深いのですが、バランスとしては、明治維新から現代がちょっと少ないような気がしたので、それが公民の科目につながる時に、やはりもう少しあった方がいいのかという気がしました。それから、帝国書院さんの方は、今、現場の先生方に直接伺っても、「なれ親しんでいる」、「使いなれている」というご意見がありましたので、こちらは、もう少し使ってみてもいいのではないかとというふうな印象がありました。

○小島委員長 そのほか何かご意見はございますか。

○澤委員 今、半田委員が言われたように、前回帝国書院を選んだときに、もともと帝国書院は地図の権威なのですけれども、歴史地図を多く取り入れて、アジアとの関係を重視し、周辺諸国とのかわりの中で日本の歴史が形成されたことを非常にうまく紹介しているという評価でした。今回の追加資料の中にも、「資料、地図や写真などが効果的に配置されていて見やすい」ということで、そういう意味では、現状の帝国書院の教科書をさらに2年間使うのでいいかと思います。

ただ、先ほど自由社のことについてお話しさせていただきましたけれども、先生方の中の意見では、各章の巻頭というのですか、女性を取り上げているということは非常に興味深い視点で、今後さらにいい教科書になることを期待しています。現状では帝国書院でよろしいのではないかと思います。

○小島委員長 そのほか何かございますか。

各委員からいろいろなご意見、ご感想が出て、それ以上につけ加えることはないのですが、自由社の教科書を拝見すると、結局、扶桑社と根本は一緒ということで、扶桑社に対するのと大体同じような意見が出るわけです。扶桑社の初版のものと比べると、澤委員がおっしゃったように、教科書として非常にこなれてきたというか、一段と教科書らしくなってきたという感じは受けますね。一見してほかの教科書と遜色ないぐらいになってきているのではないかとこの感じがします。

それから、半田委員も南條委員もおっしゃったように、古代の神話等の関係で、確かに中学生が読むと非常におもしろく、読み物としては非常に優れていると。ただ、中学生が初めて本格的に歴史を学ぶ教科書ですので、それにふさわしい内容のものがどうかという観点から見なくてはならない。自由社のは、その点からいくと、若干、客観性、あるいは社会学としての科学性という2点から考えると、まだどうかなという部分が見受けられるというのが私の感想です。調査研究委員会並びに選定研究委員会からの報告でも、自由社に対する注文はほかの教科書よりもやや多かったという感じを受けております。

各委員からいろいろなご意見をいただきました。この4年間使っている現行の教科書でよろしいのではないかとこの意見だったと思います。それでは、社会の歴史的分野については現行の帝国書院の教科書を採択するというご意見はありますか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、社会科、歴史的分野の教科書につきましては、帝国書院と決定させていただきます。

続きまして、社会科の公民的分野の教科書に移りたいと思います。

どなたかご意見ございますか。

○半田委員 公民もじっくり読ませていただきました。内容が若干古いというか……。できたのは何年か前なので。例えば裁判員制度というのが始まっているのですが、到底まだ盛り込まれていないので、これは今からつくられると思いますので、次回のときには、そういった制度ががらっと変わったこともありますので、そういうことを盛り込んでつくっていただきたい。実際の授業では先生が資料やお話の中で補っていただき工夫していらっしゃると思います。全体的になのですが、もう少しスピード感が欲しいかと。それもありませんけれども、人間尊重の精神がベースにありましたので、大変わかりやすく、私が改めて読んで、こういうことだったのだという社会を……。今さら聞けないようなこともたくさんありましたので、誰にでも大変わかりやすく、素晴らしいと思いました。

○小島委員長 半田委員がおっしゃる第1点目なのですが、平成24年に新学習指導要領に全面的に移行します。それにあわせて各会社が教科書を改訂しますので、今回はどの会社も改訂していません。要するに4年前の教科書なのです。4年前には裁判員制度はまだ具体的には明らかとなっていたわけではないので、載っていなかったのでしょうか。

○教育長 直接、今回にかかわらないのですけれども、裁判員制度が始まったばかりのことで、これについては、教師が独自の資料をつくって、現行はこうなっているのだということを教科書以外にも追加していく、そういう内容ではないかと思います。ですから、今回の教科書は改訂でありませんので、そこには載っていませんけれども、先生方の工夫ということでそういったことは指導してもらいたい、そのように思います。

○小島委員長 では、現場の先生方にはいろいろ工夫していただき、司法における新しい制度である裁判員制度を指導していただくということでよろしいかと思います。

ほかに何かご意見ございますか。

今、半田委員から、現在使っている公民的分野の教科書は人間尊重ということで非常に良いということですが、私も全く同意見で、この教科書のまず初めに、「人間の尊厳」と題する項目があり、これを読むと、人はなぜ生まれてくるのか、みんながどうすれば幸せになれるのかとか、非常にかみ砕いてよく説明しているのです。教科書の第1ページから、人間というのはどういうものなのか、人とかかわりはどうしたらいいのか、みんなが幸せになるためにはどうしたらいいのか、ということ極めて真剣に考える姿勢に、私はこの教科書は非常に素晴らしいと思っているのです。

そんなことで、公民の教科書については、従前どおり清水書院の教科書を採択するというご意見ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、社会科・公民的分野の教科書につきましては、清水書院と決定いたします。

す。

続きまして、社会の地図に移りたいと思います。

どなたかご意見ございますか。

○南條委員 こちらは2社なのですが、どちらも遜色ないですね。追加資料の方に「白抜きで掲載されていて読みやすい」ということ、それから「歴史的分野の関連づけがなされている」というふうに挙がっております。これらを考えると、使いやすいという意味で現行の東京書籍でよろしいのではないかと思います。

○小島委員長 ほかにどなたかご意見ございますか。

○澤委員 これは、南條委員が言われているように、現在使っている東京書籍は——従来ですと帝国書院が採用されていたのですけれども——前回の採択のときに、皆さんが総合的に評価しました。地図の色などは帝国書院が好きな人と両方あって、なかなか甲乙つけがたかったのですけれども、総合的に東京書籍の地図を教育委員会として採択しました。そして、現場の先生がどうかというのは我々も気になっていたところですが、今、南條委員が言われているように、特に大きな問題はないということなので、現状でよろしいのではないかと思います。

○小島委員長 この地図については、確かに両者遜色ないという感じは私もするのです。ところが、地図ですから、地図の命は、見てぱっとわかること。それは、正確さプラス見やすい色合いとか、そういうものが大事だと思います。東京書籍のは、確かに見やすいことは見やすいのですけれども、どうも色合いが暗い。帝国書院の方は明るい。私は帝国書院の方がいいのではないかと今も思っているのです。

○教育長 地理的分野と地図というのは関連が非常に大きいわけですし、そういう意味からいうと、地図から教科書、教科書のことから地図のことと行ったり来たりできるという部分があると思うのです。色合いというのは、視覚の部分で私は東書の方がいいのですけれども。でも、これは視覚の問題なので、どちらとも言えない。

○小島委員長 見やすいだけでなく、感覚や感性ですね。

○教育長 あと2年ですので、今までのものでいくのが妥当なのではないかと思います。

○小島委員長 では、東京書籍の方がよいという意見が多数ですので、地図につきましては、現行の東京書籍の教科書を採択するというご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、社会科。地図の教科書につきましては、東京書籍と決定いたします。

次に、数学に移ります。数学について、何かご意見ございますか。

○澤委員 この数学に関しましては、現状、啓林館が『未来へひろがる数学』と『楽しさひろがる数学』の二種類出して、『楽しさひろがる数学』を前回採択して今使ってもらっているわけです。先日の調査研究委員長からの報告内容を見ると、随分いろいろな意見、コメントが出ているので、「あれっ、まずかったのかな」というふうに思ったのですけれども、よく読ませていただくと、現状の教科書をさらによくするためにはこうしてもらいたいという意見で、特に現状の教科書を否定

しているわけではない。当然、教科書もそんな完全無欠なものはないので、実際に現場の先生が使って教えてみれば、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいと。非常に細かなことですが、例えば、「同一座標平面に複数のグラフがある場合に、グラフごとに色分けされている」と。——これはプラスの方ですね。「用語や定理の説明について、解説が長く、わかりづらい表現が多い」というようなことも書いてあるわけですが、これも、今の教科書をよくしたいという視点で書かれているようで、解説が長いことは、人によっては必ずしも悪いことでもないということもある。その辺、コメントをたくさんいただきましたけれども、特に現状の教科書を否定しているわけではない。私どもが前回採択した理由——前回、学力の問題がいろいろ議論になっていて、発展的な学習ということで、学習指導要領をもうちょっと発展させたような教え方も子どもたちの実力によってはいいのだということでした。そういった視点でいくと、問題量が豊富で、反復学習ができるようになっている。やる気のある子どもたちはどんどんやれるという面もあるし、もっと詳しくとか、もっと知りたいというところでは、生徒の興味を引き出すような題材をうまく選んでいる。どこの教科書も当然それぞれ工夫されてはいるのですけれども、そうした理由で啓林館の『楽しさひろがる数学』を採択いたしました。現状でこれを変えるというような理由はないのではないかと思います。

以上です。

○小島委員長 ほかにご意見ございますか。

○南條委員 今、澤委員から「解説が長すぎて煩雑である」と。私もこのところは調査研究資料をちょっと広げてみて教科書と照らし合わせたのですけれども、私は数学がすごく苦手でわからないのですけれども、わかりやすく、かえって簡単でいいのではないかと感じました。

○小島委員長 現在使っている教科書に対する大きな批判というわけではないということですよね。

○南條委員 はい、そうです。

○教育長 私も皆さんと同様なのですけれども、港区の中学生の実態を言いますと、発展的な学習が欲しい生徒と、基礎をもう少し確実に積まなければならない生徒とがいるわけで、そういう意味においては、この啓林館の『楽しさひろがる数学』という教科書は、両方にしっかりと対応できている教科書で、しかもその問題がそれぞれ豊富、そして、今南條委員がおっしゃったように、まとめの確かめ、基本の確かめというところで基礎・基本をしっかりと押さえることができます。私も、表現も適切ではないかというように思っていますので、私は現行の教科書を今変える必要はないだろうと、そのように思います。

○小島委員長 そのほかご意見ございますか。

確かに、啓林館の数学の教科書は、長年の伝統があって非常に安心して見ていただけるということがありますね。それから、学習指導要領等が近年いろいろ改正されて、学習指導要領に書かれていることがマックスなのかミニマムなのか、いろいろな議論があると思いますけれども、前回は『楽しさひろがる数学』を採用するに当たっては、個々の生徒の理解度、進んでいる生徒と普通の生徒、両方がそれぞれの立場で使えるのではないかということも、採用した一つの理由になっていたと思

います。今言いましたように、啓林館の数学の教科書は非常に安心して使えるというように私も思っております。

皆さんのご意見を総合しますと、数学の教科書については現行の啓林館の『楽しさひろがる数学』の教科書ということでよろしいかと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、数学の教科書につきましては、啓林館の「楽しさひろがる数学」を採用することに決定いたします。

続きまして、理科の第一分野に移りたいと思います。ご意見ございますか。

○澤委員 第一分野は物理と化学の分野ということで、理科離れというのが我々の大学でも問題になっているのですが、特に技術系の大学では。そうでなくても、受験生の18歳人口が減っているのに、さらに理科離れというのはなかなか苦しいところなのですけれども、そういう意味では、中学生のときに物理とか化学とか——第二分野もありますけれども、そういう理科に興味を持ってもらいたいということです。

前回の繰り返しになりますけれども、前回の採択のときも、東京書籍の現状の教科書について、最先端の科学、あるいは技術について、生徒たちが興味を持ってもらえるように、写真も数多く、わかりやすく説明している。それから、資料とか図とか写真が見やすく、それもわかりやすい。それから、日常的な疑問から実験へと導いて、そういった疑問を解決するという楽しさみたいなものを味わってもらおうとか、そういった視点で書かれている。教科書は、各社、各執筆者がそれぞれ工夫を凝らしているので、すごい差があるというわけではありませんけれども、そういった理由で東京書籍を前回採択した。今回、追加資料でも、前の表現の、「発展的な内容について章末で取り扱っており」ということを補足する意味で、「課題解決学習や自由研究の取り組み方が本文とは別にまとめてあるというのがわかりやすい」というのが実際に使われている先生方の評価なので、東京書籍の理科で私はいいのではないかとこのように思います。

○小島委員長 ほかに何かご意見ございますか。

澤委員は理科分野の専門家ですので、今の澤委員のコメントは、私もそのとおりだと思います。この4年間使っていて、使い勝手も非常にいいという報告ですので、理科の第一分野については、東京書籍の教科書を採択するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、理科の第一分野の教科書につきましては、東京書籍と決定いたします。

続きまして、理科の第二分野に移ります。どなたかご意見ございますか。

○半田委員 先ほど澤委員から、第一分野の……のご発言をしていただいたのですが、それとともリンクしているということは大切なことだと思いますので、同じ出版会社からの第二分野というのが最適と考えます。第一分野は身の回りの現象、身の回りの物質、そして電流という単元があるのですが、それと、そのままスライドするように、自然界全体をとらえて、気象や生物や宇宙や天体といったものもいい感じですっと入るように工夫されているというふうに感じました。自然の中

の生物から科学、理科を学ぶということで、とてもいいリンクをしていると思いましたので、同じ会社の教科書がよろしいのではないかと。

○小島委員長 わかりました。

ほかにどなたかご意見ございますか。

今回、理科の第二分野につきましても、調査研究委員会、選定研究委員会の方からのご意見、選定資料を見ますと、使い勝手もいいし、特に問題はないと。追加の意見として、「単元末問題の解答もあり、学習に役立つ」ということで、さらに評価を高めるコメントが届いておりますので、それでは理科の第二分野につきましても、現行の東京書籍を採択するというご意見でございますか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、理科の第二分野の教科書については、東京書籍といたします。

続きまして、音楽の一般の教科書に移りたいと思います。どなたかご意見ございますか。

○半田委員 音楽の教科書もとても興味深く読ませていただきました。選曲がとてもバラエティーに富み素晴らしいと思いました。日本の叙情歌であるとか、フォークソング、いろいろな国のポップスからロックから、そして日本の邦楽とかもバランスよく入っていましたし、写真もとても楽しく入っていましたので、この音楽の教科書はとてもいいと思いました。今までので問題ないと思います。

○小島委員長 ほかにご意見ございますか。

音楽につきましても、調査研究委員会、選定研究委員会からの資料によりますと、特に不都合な点はないという意見でございました。

それでは、音楽の一般につきましても、現行の教育芸術社の教科書を採択するというご意見でございますか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、音楽の一般の教科書につきましても、教育芸術社といたします。

続きまして、音楽の器楽合奏の教科書に移りたいと思います。どなたかご意見ございますか。

○半田委員 器楽の方も、和太鼓であるとか、篠笛とか、和楽器も充実していましたし、あと、リコーダーとか、ギターとか、本当に身近な楽器もとても親しみやすくまとめてあって素晴らしいと思いました。リズム練習であるとか、音楽を学ぼうという方の基礎となる部分が大変わかりやすく載ってまして、最後の方に楽典もありましたので、音楽の基本的なことをそこで習得することができると思いました。あとは、ご自分の好みでこれから好きな音楽を聞いて、磨きをかけていけばいいと思いましたので、そういった意味では、中学生にとってもふさわしいと感じました。

○教育長 教育出版も教育芸術社の方も、今大事にされている和楽器、日本独特の旋律の学習をしっかりさせようという、そういう方針は同じなのですけれども、港区の中学校は、先生方の方針によってお琴をやったり、和太鼓をやったり、非常に盛んにやっていただいています。そういう意味では、教芸の方がその扱いがしっかりしているということが言えると思うのですね。そういう意味

で、選定研究委員会の方からそのような報告も出ておりますので、今回変える必要はないのではないか、そのように思っております。

○小島委員長 ほかにどなたかご意見ございますか。よろしいですか。

皆さんのご意見は現行の教育芸術社を採択するという方向でございますので、そういうことでご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、音楽の器楽合奏の教科書につきましては、教育芸術社といたします。

次に、美術の教科書に移ります。どなたかご意見ございますか。

○南條委員 調査選定資料を見ますと、現行の教科書は、制作活動の写真や技法・発想の手だてが掲載の主体となって主体的な学習につながると挙がっております。これで私が思うのは、一番大事なことは、いろいろな制作に当たって、説明を簡素にしてわかりやすくすることが子どもたちにとって大切なことだと思うのです。その中で、選択に当たっても、そういうやりやすさだとか、説明のしやすさ、そういった部分を重点的に取り上げてあるということで、私は現行の教科書を使ってもいいのではないかというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○小島委員長 ほかにご意見ございますか。

ただいま南條委員のおっしゃったように、選定資料にもそのように書かれておりますし、調査研究委員会の方のご報告にも、現行の教科書について特に使い勝手が悪いような報告は載っておりませんので、美術の教科書につきましては、現行の開隆堂の教科書を採択するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、美術の教科書につきましては、開隆堂と決定いたします。

次に、保健体育の教科書に移ります。ご意見を伺います。

○澤委員 小島委員長も前に同じような感想を持たれていましたけれども、我々の中学校のころからすると、保健体育の教科書というのは随分よくなっている。子どもたちがこれから社会人になるに当たってどういうことに気をつけなければいけないのか、どういうことを知らなければいけないのかということが、どの教科書もそれぞれ工夫を凝らしてつくられている。特に今使っている学研の教科書は、説明とか資料が詳細でわかりやすいという印象を受けました。

それと、最近の教科書はカラフルで、写真とか絵をふんだんに使っています。そういう面から、先生方から見ても、学研のは文章と写真・図とのバランスがいいという評価も得ておりますし、生徒の興味を引く工夫がされているということ。先生方から現状の教科書について追加資料というのが書かれておるのですけれども、例えば内容の選択のところは、「資料は正確であり、わかりやすく工夫されている。特に体育編の写真や資料の絵が身体の動かし方などわかりやすい」とか、表記とか表現のところも、先ほど言ったことと重複しますけれども、「絵だけ、写真だけという表現でなく、説明文とのレイアウトがバランスよく、生徒の興味・関心が途切れにくい構成になっている」とか、プラスの評価をいただいています、私は現状の学研の教科書でいいのではないかというふうに思っ

おります。

○小島委員長 我々が小学校、中学校のころは、絵や写真などほとんどなくて、カラーなどは全くなかったですね。

調査研究委員会の報告等も、今、澤委員からお話がありましたが、現行の教科書を肯定的に評価する内容がほとんどですね。そんなことで、保健体育については、現行の学研の教科書を採択するということでご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、保健体育の教科書につきましては、学研と決定させていただきます。

続きまして、技術・家庭の技術分野の教科書に移りたいと思います。どなたかご意見ございますか。

○南條委員 これも、どちらも遜色はないのですが、強いて挙げさせていただければ、わかりやすい構図になっているということ。それから、これもちょっととは思いますが、強いて言わせていただければ、三角構造の中で、東京タワーの例とかをのせている。そういうことで、これも生徒たちの興味がわくのではないかと、総体的に見ても、また研究資料においても、別段、何も挙がっておりませんので、このままの教科書の使用でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○小島委員長 そのほか何かご意見ございますか。

○澤委員 技術・家庭のこの技術分野は自分の専門に若干関係するので。

この技術という教科がスタートしたときは、木工だとか、何か物をつくるのだというような印象でした。私は、「技術」と書いてあるので、物理とか、化学とか、理科で習ったことがどういうように具体的な形で世の中に役に立っているのか、そういう視点での技術であってほしいと。なぜこれは中学しかないのか、高校でやってもいいのではないかと今でも思っているのです。要するに、理科とか、そういう基礎学問がどういうように世の中に役に立つのかという視点でこの科目をとらえると、これは非常に重要です。結構、これで子どもたちは興味を持つ場合があるのです。うちの赤中の場合なども、ロボットコンテストで結構いい成績を上げたりというように、子どもたちが結構夢中になる面がある。残念ながら受験科目にはないのですけれども、これは非常に重要なので、そういう意味では、今の開隆堂の教科書について、現場の先生から特に問題はないということなのでよろしいのではないかと考えています。

○小島委員長 物理、化学の理論的な分野と、それを応用する技術だから、昔は科学技術庁と言ったのですよね。科学と技術というのは確かに両輪なのです。技術の方が高校にないのはいかがなものかという澤委員の意見は、確かにそのとおりで。技術部門は専門学校で行うのでしょうか。

○澤委員 大学受験に科目がないから。だけれども、そういう基礎学問を学ぶと、世の中にどういうふうな役に立つのかと。理科だけではなくて。そういうものも必要だと思うのです。

○小島委員長 日本は科学技術立国を大事な目標としているので、技術後継というのですか、これがよりスムーズに行われ、物づくりに対するよりよい体制作りが必要です。その辺は確かに澤委員もおっしゃるやうにとっても大事なことだと思います。

○澤委員 子どもたちがこれで結構興味を持つというか、この科目を通して。繰り返しになります
が、今の開隆堂でよろしいのではないかと思います。

○小島委員長 わかりました。

技術・家庭の技術分野につきましては、現行の開隆堂の教科書を採択ということでご異議ござい
ませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、技術・家庭の技術分野の教科書につきましては、開隆堂と決定いたしま
す。

続きまして、技術・家庭の家庭分野の教科書に移ります。どなたかご意見をお願いいたします。

○半田委員 教科書全般を見まして、衣食住の基本がとても充実してわかりやすくまとめてあると
いう印象を持ちました。「衣」であるファッションとか、「食」であるお料理のこと、そして住むこ
と、インテリアとかが本当にコンパクトにまとめてある中に、港区でも推進しております環境の問
題であるとか、ISOの問題もさりげなく盛り込んでありましたので、生活の中での、環境への配
慮という意識が高まるのではないかと思って読ませていただきました。このままこの教科書でよろ
しいかと思えます。

○小島委員長 わかりました。

そのほか、ご意見ございますか。

調査研究委員会からの報告等におきましても、特にマイナス評価とかそういうのはございません。
今、半田委員の言ったように、よい点がたくさんございますので、技術・家庭の家庭分野につつま
しては、現行の東京書籍の教科書を採択するというご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、技術・家庭の家庭分野の教科書につきましては、東京書籍と決定いたし
ます。

最後になりますが、英語の教科書の採択に入ります。どなたかご意見ございますか。

○教育長 現行、三省堂の教科書を使っているわけですがけれども、ご承知のように、港区は国際都
市ということで、国際理解教育、あるいは英語の教育というものに力を入れているわけで、小学校
の1年生段階から週2時間、英語に親しむ授業を展開している。年間70時間を小学校1年生から
やっている自治体は全国にはないわけです。しかも、外国人の英語指導講師を常駐して、TTで小
学生とやっている。そういう意味では、中学校の英語教育というのは非常に重要なわけです。小学
校である程度積んできたものをどのように受けとめて、中学校教育で進めていくのかという観点と
いうのは非常に大切になっていく。

そういう中で、この三省堂の教科書というのは、港区が大事にしている国際理解教育であります
とか、異文化理解とか、ヒアリングとか、スピーキングとか、そういったコミュニケーション能力
を高める教科書としては大変優れているというふうに思います。特に調査研究の中でも、3年生の
リーディングの内容は特に広がりや深まりがあるということで、単なる英語のリーディングとかそ

うということではなくて、英語を通して子どもたちがどのような物の考え方をしていくのか、あるいは物を感じていくのかという、英語を通して、英語の中身というのですか、意味というのですか、そういったものをとらえられるような教科書になっていると。こういうことも非常にいいのではないかと思います。

そういう意味からも、今回、新たに教科書が出ていないわけですので、現行の教科書でいいのではないかと、私はそのように思っています。

○小島委員長 そのほかご意見ございますか。

○澤委員 教育長言われたように、私も英語ではいまだに苦勞しているので、日本の若者が早くうまくなってもらいたい。我々、工学の世界で英語というのは、あくまでも自分の持っている内容を伝える道具なのですね。だけれども、我々が昔大学で習ったのは、文学を読んだり、難しい文章を読んだり。そういう視点の英語ももちろん大切ですが、自分の言いたいことをどうやって的確に表現するかということが、一つ、道具としての英語である。それから、今教育長が言われているように、英語だけではないと思いますけれども、そういう外国語を通して、異文化とか、国際理解とか、そういう視点もすごく大事なことで、そういう視点から見ると、三省堂はよくできている。それはそれぞれの教科書の中身ですけれども、選定研究委員長から上がってきた資料ですと、そういう国際協力、異文化理解や平和、環境問題等、そういったものとも絡めて英語というものを教える内容になっているということなので、私も見ましたけれども、中三の英語が自由に操れば、大したものだと。問題なのは、読めばわかるのですけれども、それをリアルタイムで言われた場合に、ぱっと理解して、ぱっと反応できるようなことも含めて考えると、中三の英語ができれば結構大変なものだと。ぜひとも三省堂の教科書で子どもたちが英語というものに興味を持って、さらに国際人としての素養を磨いてもらうということを期待したいと思います。

○小島委員長 ほかにご意見ございますか。

○南條委員 入り口がわかりやすくいいと思いました。私もこういう教科書で英語を習えたらよかったですと思いましたけれども（笑）。大変よくできていると思いました。

○小島委員長 澤委員もおっしゃるように、昔は英文解釈、英文法が大事だったですからね。明治以来、欧米文化を早く吸収するために。

○澤委員 時間もないのに余談になって恐縮ですが、私も英語が好きだったわけです。英文和訳すると、「which」という関係代名詞から訳さないと日本語にならないわけです。後ろから訳さないと。だけれども、リアルタイムで、後ろから理解しようなどとやっていたらだめです。だから、そういうところをどうやってトレーニングするか。日本語の構造と英語の構造がかなり違うところを早くクリアして、リアルタイムで反応ができるようなトレーニングをするというのが結構大事だと。だから、うまく日本語に訳せれば訳せるほどリアルタイムの英語からは遠のいてしまう。それは私の個人的な印象です。これは余談ですが。

○小島委員長 英語については、現行の三省堂について調査研究委員会の方から、「国際人育成の助けとなる題材を多く取りそろえており、非常によい」という報告もありますし、また、三省堂の

2年生のテキストには、「ライブ・イン・オーストラリア」という単元があって、オーストラリアの国の紹介とか、オーストラリアでの一日の生活を題材としております。これを4年前に採択したときは、まだオーストラリア派遣はなかったですが、その後に本区で中学2年生をオーストラリアに派遣しておりますので、益々都合が良いのですね。また、選定資料で、「人間教育をねらいとした題材が多い。非常によい」という報告がありまして、3年生の教科書で、キング牧師の有名な「I Have a Dream」というのが出ていまして、これは私も読みましたが、中学生に人権問題を考えさせる題材として非常にいいと思います。なにより、三省堂は昔から英語では定評がありますので、英語の教科書につきましては、現行の三省堂の教科書を採択するということにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、英語の教科書につきましては、三省堂と決定いたします。

これで、平成22年度区立中学校使用教科書の全てを決定いたしました。

再度確認させていただきます。

国語につきましては三省堂、書写は学校図書、社会の地理的分野は東京書籍、社会の歴史的分野は帝国書院、社会の公民的分野は清水書院、地図は東京書籍、数学は新興出版社啓林館の『楽しさひろがる数学』、理科の第一分野は東京書籍、理科の第二分野は同じく東京書籍、音楽の一般は教育芸術社、音楽の器楽合奏は同じく教育芸術社、美術は開隆堂出版、保健体育は学研教育みらい、技術・家庭の技術分野は開隆堂出版、技術・家庭の家庭分野は東京書籍、英語は三省堂、以上のとおり決定いたしました。

2 議案第34号 平成22年度港区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

3 議案第35号 平成22年度港区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○小島委員長 それでは、続きまして、議案第34号「平成22年度港区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」及び議案第35号「平成22年度港区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案第34号及び議案第35号は一括して説明を受けた後に審議したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、一括審議とし、指導室長から説明を受けたいと思います。

○指導室長 それでは、議案資料ナンバー2と議案資料ナンバー3をあわせてご覧ください。

平成22年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書と平成22年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択につきまして、あわせてご説明いたします。審議の方は別々でお願いしたいと思います。

まず、仕組みですが、区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書は、文部科学省の検定を経ました教科書、及び、文部科学省が著作した教科書以外の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法律施行令等の規定によりまして、教育委員会

が毎年採択することになっております。また、特別支援学級の教科書の選定に当たりましては、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条の規定によりまして、特別の教育課程による場合、具体的には特別支援学校で行われている教育課程の一部を行う場合や、教科により該当学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合、例えば、小学校6年生であるけれども、知的発達等の程度によりまして、小学校6年生の検定教科書を使用できない場合はそれぞれの学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。該当学年の検定教科書を使用することが適切でない場合には、教科用図書の採択を次の3点より行うことができます。

一つ目は、学年を下げた検定教科書の採択。例えば、中学校でも小学校の検定教科書を使用できます。二つ目は、特別支援学校用の文部科学省の著作教科書——いわゆる「☆」がついているのですが、「星本」と言われるものです——を採択することができます。三つ目は、一般に市販されている一般図書からも採択することができます。これは、いわゆる学校教育法附則第9条図書、「附則第9条本」と言われますが、以前は、107条に載っていましたので「107条本」と言われていたものでございます。お手元の議案資料2及び議案資料3につきましては、平成22年度に各小・中学校で使用予定の教科用図書を調査したものでございます。これは、委員の先生にお配りしております。そのうち一般図書につきましては、発行者と図書名をあいうえお順に一覧にしたものでございます。小学校は32発行者、70図書、中学校は15発行者、38図書になります。本日は、この教科用図書の採択についてご審議いただきたいと思っております。

それでは、もう少し詳細についてご説明いたします。平成22年度区立学校特別支援学級使用教科用図書の調査書をご覧ください。なお、この調査書は採択まで非公開ということでございますので、教育委員の先生方にしか配布しておりません。この調査書は、各小・中学校特別支援学級における平成22年度使用の教科用図書について調査したものでございます。1枚めくっていただきまして、例えば、最初のA小学校の国語でございますけれども、一番左が発行者、次が図書名、次が使用学年、選定理由、都教委の調査研究資料の記載ページになります。以下、このA小学校で使用する書写、それから算数、音楽というように、教育課程に沿った教科・種目ごとに記載されております。

また、次のK小学校の国語をご覧ください。上から2段目の3年生の児童の教科書は、「国語221」と「国語222」というふうになっております。これは、3年生でありますけれども、学年を1年下げて、しかも、通常の学級の2年生と同じ検定教科書を使用することをあらわしております。

さらに、3校目のH小学校の音楽をご覧ください。発行者は東京書籍となっておりますけれども、2段目の2・3年生が使用する教科書につきましては、「C-102 音楽☆☆」とありますけれども、これが文部科学省が著作した教科書で、特別支援学校用の目録に記載されているものということになります。なお、「C-102」という意味ですが、「C」は障害種です。ちなみに、Aは視覚障害、Bは聴覚障害、Cが知的障害ということをあらわしております。「102」は教科書番号をあらわしておりますし、「☆」が2個ついておりますけれども、「☆」は理解の程度を

あらわしております。ですから、1個の方が、比較的障害の重い子どものために、理解がしやすい、わかりやすい教科書ということになります。

例えば、中学校の方ですが、R中学校の国語のページをお開きいただければと思います。このR中学校の国語のページの上から2段目につきましては、文部科学省の著作教科書、「国語 C-701」というふうに書いてありますが、ここには「☆」が四つついてございます。したがって、知的障害の軽い生徒対象の著作本であるということがわかるかと思えます。

このように、各小・中学校が文部科学省著作教科書や東京都教育委員会によって示されております教科用図書としてふさわしい一般図書を中心に、特別支援学級ごとに、児童・生徒の状況や指導の内容から総合的に判断して選んでいるものをここに案としてご提出したところでございます。

以上、簡単ですけれども、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小島委員長 ただいま指導室長から、議案第34号及び議案第35号を一括して説明を受けました。ただいまの説明に対して質問があれば、よろしくお願いいたします。

なお、選定資料は、さきに郵送で皆様のお手元に届いていると思います。また、今の指導室長の説明とあわせ、議案ごとに採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 まず、指導室長の説明に対して何かご意見、ご質問がございますか。

○澤委員 これは学校名を出さない方がよろしいのですかね。

○小島委員長 HとかRとか。

○澤委員 室長が言われたので、学校名は出さない方がいいと、そう思っているのですけれども。

○小島委員長 この教育委員会の場では具体的な学校名を出さないということで。

○指導室長 基本的に、学校名を出しますと、その学年の子どもの人数から個人を特定できる可能性があるということです。障害の程度がわかりますので、可能性があるならば、それは避けようと思ひまして、学校名を出しませんでした。

○澤委員 資料によると、例えば、K小学校の中で、随分いろいろというか、たくさんの教科書予定の一般図書が選ばれていますけれども、それはほとんど、子どもたち一人一人に適切な教科書を選んでいるというようなことになるのですか。

○指導室長 今、委員ご指摘の点でございますけれども、例えば今のK小学校ですと、通常の学級の教科で指導している部分と、特別支援学校の各教科で教育課程を組んでいる、両方ございますし、それぞれ教科がたくさんあります。したがって、例えば国語でしたらば、ここの部分はこの本、ここの部分はこの本というような、子どもの障害の程度、状況に応じた一般図書がどうしても必要になってくるということかと思ひます。

○澤委員 今、室長の説明の中にも、「☆」が二つついたり、四つついたりということで、同じ学年とはいっても、障害の程度がかなり違っているのです、個々に対応して教科書なども配慮しなければいけない。それが子どもたちにとっても一番いいのだらうと思うので、そういう視点で、各学校が子どもたちのために選んでいる。さっきの一般の教科書採択では個々の生徒が見えない、というところ

ちょっと問題がありますけれども、特にこの特別支援の場合には、個々の子どもたちの顔を見ながら教科書を選んでいただいているというのが現状だと思います。それに対して私どもが「いい教科書があるよ」とかなんとかというのはなかなか言えないというような印象です。こうやって一生懸命丁寧にいろいろ調べていただいて候補として挙げていただいているので、私個人としては基本的によろしいのではと思います。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。

○教育長 今、澤委員おっしゃいましたように、特別支援教育の場合は、一人一人の子どもの状況に応じた教育を個別に行うということが基本になります。それが複数のことになる可能性ももちろんあります。したがって、その一人一人をよく見て、理解をしているというのは、それぞれの学級の担任が把握しているわけですから、その子どもたちの状況に応じた教科書をこのように使いたいというふうに資料として出ているわけですから、そのことを尊重して、一人一人に応じたきめの細かいしっかりとした教育をこの教科書を通じて行ってもらいたいと思いますので、ぜひこれを選択したいと思っています。

○南條委員 その子ども一人一人に合った資料ということで、例えば教科書を複数与えるということもあるわけですね。それはいいわけですね。

○指導室長 例えば算数を例に挙げますと、その子どもの障害の程度によって、計算はここまでできるけれども、図形についてはまだそこまでいっていないということでしたら、当然、検定本を使う、あるいは教科書というよりも教員が独自に資料を作成したり、子どもの障害の程度をより細かく把握した上で使用される教科書もふえてくるだろうと思います。ただ、全部が全部その教科書を使うかどうかというのは、また学校の先生の指導の工夫の範囲かと思えます。

○小島委員長 よろしいですか。

○南條委員 はい。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。

澤委員、教育長もおっしゃるように、個別の生徒に対する現場の先生方からのご要望ですので、これはこれでよろしいのではないかと思います。

それでは、議案1件ごとに採決いたします。

まず、議案第34号「平成22年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないものと認め、議案第34号については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第35号「平成22年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないものと認め、議案第35号については、原案どおり可決することに決定

いたしました。

以上をもちまして、教科書の採択案件については全て終了いたします。

次の議案に移りたいと思います。

4 議案第36号 ちゅう房機器の購入について（港南小学校）

○小島委員長 議案第36号「ちゅう房機器の購入について（港南小学校）」、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、議案資料ナンバー4をご覧ください。「ちゅう房機器の購入について」でございます。恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。

本件は、港南小学校の校舎改築に伴い、給食室のちゅう房機器を購入するものでございます。契約につきましては、7月24日に指名競争入札により既に仮契約業者が決定しております。仮契約業者は、口頭になりますが、日本調理機株式会社で、落札金額は消費税込みで6,877万5,000円となっております。本件は、9月開会予定の平成21年第3回定例会での議決を経て本契約を締結する予定でございます。1のところですが、購入するちゅう房機器は140点になります。内訳については、資料に記載してあるとおりでございます。

資料の裏面をご覧ください。港南小学校の移転予定の日程についてです。「移転関係」の①、ちゅう房機器予定納入期限、接続工事等に関係するものにつきましては平成22年1月29日まで、接続工事等に関係しないものは平成22年3月31日まで。新校舎の竣工予定は平成22年2月26日、校舎引き渡しは同じく3月の初旬を予定してございます。引っ越し作業は春休みになりますが、3月26日から31日の間。新校舎での授業開始は、新年度1学期初日、4月6日からを予定してございます。

したがいまして、給食関係につきましては通常どおりの予定でございます。

港南小学校での提供可能な食数については、かなり大規模になりますけれども、1,000食を予定してございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご決定をお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの学務課長の説明に対して、何か質問ございますか。

これは前々回ご報告、ご説明いただいた案件ですよね。ちゅう房関係は、違いましたか。

○学務課長 前々回は三田中と高陵中の建てかえに伴うちゅう房機器の購入です。

○小島委員長 そうですか。ちゅう房関係ではなかったですか。失礼いたしました。

○教育長 予定のことで、日程はあるのですけれども、非常にタイトな日程となっていて大変だというふうに思うのです。これは、新年度、22年度4月6日から授業開始ということですが、ちゅう房関係はどのようなのですか。入れて、試運転をしたり、いろいろ調整をしたりというのはあるのですけれども、授業の次の日ぐらいから、通常、給食を他の学校はやるのであるのですけれども、大丈夫なのですか。見通しとしてはどうでしょうか。

○学務課長 主に試運転等が必要なものは、資料の裏面の（1）の①ちゅう房機器の接続工事等に

関係するもので、内容でいきますと、表面の、例えば調理に直接熱源を使うガスの回転釜ですとか、スチームコンベクションオーブンといったものになります。こういったものは、納入期限が1月26日になってございますので、試運転をする期間というのがございます。

○教育長 では、通常どおり、他の学校と同じように新年度からは給食が出せるという理解でいいですか。

○学務課長 そうです。

○小島委員長 そのほか、どなたかございますか。

○半田委員 上から2段目の「アレルギー食対応用コンロ」というのは、これはアレルギーを持ったお子さんのために特別に給食が別に用意されているということでしょうか。

○学務課長 アレルギーの内容によります。例えば卵がだめであったりとか、魚介類がだめ、そういったお子さんは、栄養士の方ですとか養護教諭を交えて相談をしてもらっております。アレルギーがあれば、先ほどお話がありましたアレルギー食用のコンロですとかレンジで別途つくるといようなものがございます。通常は、回転釜とか炊飯器といったもので大量の料理をつくります。少量用のアレルギー食対応としてコンロとかレンジを使うということがございます。

○澤委員 回転釜というのが何でもできてしまうのですか。

○学務課長 そうですね。主に回転釜と、上から7番目のスチームコンベクションオーブンでメインの料理はほとんどつくっています。

○澤委員 このスチームコンベクションオーブンというのは何ですか。

○学務課長 これは主に焼いたり、蒸したりするもので、回転釜は炒めたり、焼いたりするものです。

○澤委員 これは、通常、たくさんの子どもたち用ということで、電子レンジとか、そういうものはそういうアレルギーの子供たちのためですか。

教育長からの質問にも関連して。港南小の現場というのは我々はまだ行っていませんが、今、どうなっているのですか。あそこは道路の向こう側を取得して道路をつけかえる。で、マンションからクレームが来たりとかしているという話があって、結構大変だと思ったら、もう来年4月には新しい校舎でスタートというので。現状はどのような状況になっているのですか。

○学務課長 現状は、小学校が中学校の一部を借りて、3年生だったか、やっております。その学年は中学年の給食でつくっております。小学校は小学校で……。

○澤委員 全体の進行状況はどうですか。

○庶務課長 この時期ですので、本体は建ち上がっておりまして、内装工事に取りかかっているころだと思います。もしご規模があれば、日程調整して、現場視察ということも計画を立てて。

○澤委員 そうですね。それは教育委員会も結構力を入れて土地を購入して、また野澤学校施設計画担当課長の話では、斬新なアイデアでつくられるということで、港区を代表する校舎になるのでしょうから、ぜひともそういう機会をつくってください。

○小島委員長 それでは、よろしいですか。採決に入りたいと思います。

議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないものと認め、議案第36号については原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 港区スポーツセンター内プール休止について

○小島委員長 それでは続きまして、日程第2、報告事項。

まず、1番目、「港区スポーツセンター内プール休止について」、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 お手元の資料をご覧ください。港区スポーツセンター内プール休止について、ご報告申し上げます。

プールの衛生管理や安全確保のため、水の取りかえを実施し、清掃、プール機械設備保守点検等を行うため、下記のとおり休止をさせていただきます。休止期間は平成21年9月7日から9月18日までの12日間でございます。休止理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、水の取りかえ、清掃、それから機械設備保守点検等でございます。

利用者への周知でございますが、「広報みなと」、「キスポーツ」誌、館内ポスター、財団のホームページ等への掲載を予定しております。

以上です。

○小島委員長 ただいまの生涯学習推進課長の説明に対して、何かご意見、ご質問はございますか。

○澤委員 この時期というのは、年間を通しての利用者の数からいくとどうなのですか。この9月の半ば、前半というのですか。

○生涯学習推進課長 やはりプールの利用は8月が繁忙期になるそうです。ですので、毎年、8月が終了した後にプールの水の取りかえをやっていると。

○澤委員 なるほどね。まあ、どこかでやらなければいけないわけでしょうけれども。

○小島委員長 ほかに何かご質問はございますか。

○澤委員 質問の内容は、この期間が適当なのか。この12日間というのが、利用者の立場でいくとどう思われるか、どういように課長は考えておられるか。

○生涯学習推進課長 工程表を参考に見させていただきますと、水を抜くだけで3日ですね。小プールと大プールの水を抜くのに3日かかり、入れるのに3日かかるようです。全部で6日間。それから、水が入っている状態での点検も2日ほど実施しておりまして、水を入れた後に温度を上げるために1日かかるということだそうです。ですので、実質、水がない間の中の点検には4、5日を要するというような形で毎年実施しているようです。この工程がさらに短縮できるのかは、私どもの方で業者、指定管理者にも諮っていきたいとは思いますが、いただいている工程表を見る限りでは12日必要なのではないかと判断をしています。

○教育長 今、生涯学習推進課長の方から説明がありましたように、12日間が妥当なのかどうかということについては、生涯学習推進課の方でもう一度業者と十分打ち合わせをしてもらいたいと思います。

それから、保守点検には当然費用がかかるわけですね。毎年毎年これをやるわけですから、毎年予算化をしているのだと思うのですけれども、この辺はどのような形になっていますか。

○生涯学習推進課長 これは指定管理料の中に入っています。

○教育長 指定管理料の中に入っているということは、指定管理をするときにその中に含めて計算をしているということですね。

○生涯学習推進課長 はい。私どもの方で、こういった保守点検をしてほしいということで、仕様書の中にきちっと盛り込んだ形をお願いしております。

○教育長 安全点検というのは極めて重要なものですので、これは手を抜くことなく、衛生上、安全上、しっかりとここでやってもらわなければいけないと思います。けれども、逆にいうと、この12日間が、例えば2日でも短くなるとすれば、今度はそこにかかわる費用も多分安くなるだろうと思うのです。人が入るわけですから。人が入って12日間やるのが10日になれば、その分の人の手当なり何なりというのも出てくるのだろうと思いますので、そういうことも含めて今後業者ともしっかりと打ち合わせを再度やってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 指定管理の仕様書につきましては、指定管理期間中に見直すというのはなかなか難しいものがござります。ですので、新たな指定管理者を選考するときに、私どもの方で、これまでの積み重ねを前提に新たな仕様書をつくっていきたいというふうに思っております。

○澤委員 保守点検は、区がどこかの業者に頼むのではなくて、プール、スポーツセンターを管理している指定管理者の契約の中に、こういうこともやってくださいよということを含めて指定管理者に経費を渡している。だから、向こうが手を抜こうと思えば幾らでも手を抜ける危険性というのがあり得る、そういうことですね。

○生涯学習推進課長 保守点検、それから安全点検につきましては、例えば年に何回、どの程度ということで、回数と質を私どもの方で指定して公募いたしますので、その質にきちっとのっとった管理運営ができていくかというのは、毎月の報告をいただいたところでチェックをするというような形になっております。

○澤委員 そういうことがきちっとやられていなければ、次のときにはその指定管理者は外れるかもしれないと、そういうことにもなり得るわけですね。

○生涯学習推進課長 仕様書どおりに事業が行われていない場合には、私どもの方から指導をするという形になります。きちっとした内容で行われるように、それが条件で指定管理者になっていただいておりますので、そのところはチェックを行っています。

○小島委員長 先ほどの澤委員の質問と関連するのですが、日本の9月は、残暑で暑くて、まだまだ水泳に適した期間だと思うのです。その9月の12日間、プールの使用がとまるというのは、やはりもったいないという感じがするのです。例えば、これを10月にするとか、時期を検討する

余地はないのですか。

○生涯学習推進課長 休止の時期につきましては検討の余地はあるかと思っております。

○小島委員長 もしそれが可能であれば、9月は結構まだ——私の子どもころの感覚でいうと、9月はまだプールに行っていたような気がするのですが、9月7日から休止されてしまうと、子どもにとっては非常に残念という感じがします。

○澤委員 ただ、アクアフィールドのこの期間はやっているのですか。その辺との関連があるかと思えます。

○教育長 大体9月の中旬ぐらいまで。

○生涯学習推進課長 そうですね。中旬から9月の終わりまでがたしか切りかえの時期だったと思いますので、アクアフィールドはやっていますね。学校の温水プールはこの期間もやっておりますので、利用はできると思います。

○澤委員 そうですか。探す気になれば代替は幾つかありますね。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

2 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料2をご覧くださいませようをお願いいたします。

生涯学習推進課長、この件で何か特に報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 特にありません。

○小島委員長 よろしいですか。

3 生涯学習推進課の7月事業実績と8月事業予定について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の7月事業実績と8月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料3をご覧くださいませようをお願いいたします。

この件について何か特に報告することはありますか。

○生涯学習推進課長 特にありません。

○小島委員長 よろしいですか。

4 図書館・郷土資料館の7月行事実績と8月行事予定について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の7月行事実績と8月行事予定について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料4をご覧くださいませようをお願いいたします。

図書・文化財課長、何か特に報告することはございますか。

○図書・文化財課長 報告につきましては、特にございません。

○小島委員長 わかりました。

5 8月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、「8月指導室事業予定について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料5をご覧くださいませようお願いいたします。

指導室長、特に何かご報告することはありますか。

○指導室長 特にございません。

○小島委員長 わかりました。

6 港区立小中一貫教育校と学校選択希望制との関係について

○小島委員長 続きまして、「港区立小中一貫教育校と学校選択制との関係について」、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

現在、台場にごございます港陽小学校及び中学校、それから白金にごございます朝日中学校並びに三光、神応の二つの小学校、この地区におきまして小・中一貫校を目指した具体的な検討を進めてございます。港陽小・中学校におきましては来年の4月から小・中一貫校としてスタートするという事で、今、鋭意準備を進めております。その際、資料にありますとおり、学校選択希望制との関係を整理する、あるいは整合性を図る必要がございます。

と申しますのは、現在の学校選択希望制は、小学校は通学区域に隣接する学校、つまり隣接学区内での選択、中学校は区内の全てで選択できる、こういった制度の中で運用してございます。小・中一貫校を選択するという事は、小学校段階で中学校も選択するというような意味合いがございまして、学校選択希望制と、今言った小学校と中学校の選択の違いをどう調整を図ればいいのかというのが大きな課題になってございます。

その際、選択肢は二つあるかと思えます。資料の囲みの中にごございますとおり、現行の学校選択希望制の枠は変更しないで、理由がある場合には指定校変更制度という制度が別にごございますので、そちらで対応する選択肢、もう一つは、現行の学校選択希望制に小・中一貫教育校を小学校段階で区内の全ての学校から選択できる特例を設ける、2通りの選択肢があるかと思えます。特に問題になるのは、学校選択希望制の中に特例を設ける手法を使った場合に、現在では、先ほど申し上げた2地区で小・中一貫校を実施するという事までは決まっておりますが、将来的にそれを他の学校にも拡大する——その場合には改めて教育委員会にお諮りして決定をいただくことになるかと思えますけれども——といったような可能性がございます。その際に、この特例が事実上、小学校における隣接学区内ではしか選べない、これを事実上なきものにしてしまうというおそれがございます。そうなりますと、この制度の発足の際に、小学校において隣接する学校区内からしか選

べないといった枠組みをつくった根本のところ、要するに子どもの通学の安全性であるとか、体力面あるいは地域とのつながりを考慮した上でこういった措置をとったわけですが、それをなきものにしてしまうということが果たして妥当かどうかということをも十分検討した上でこの整合性を図っていかねばいけないと思いますので、教育委員の皆様方のご意見等も伺いながら、この辺を少し整理した上で運用を図っていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの教育政策担当課長の説明に対して、何かご意見、ご質問等がございますか。

○南條委員 ほかの区でやっている同じようなケースがあるかと思うのですが、そこら辺の資料は出せますか。

○教育政策担当課長 資料としてまとめてはございませんが、次回にまとめてお出しできます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 確かに、教育政策担当課長が言っているように、来年度開設する港陽小・中——名前についても今検討中のようではすけれども——が魅力あるということであれば、ほかの地区から来るのをどういう形で受け入れるかということは大事なことです。教育委員会がやるからには、ほかの地域から「行ってみたいな」という魅力のあるような小・中一貫校を目指さなければいけないわけです。では、ウェルカムだよということで、どこからでもオーケーという話になると、教育政策担当課長が言われているように、どんどんできたならば、理論的には、小学校のときも港区全体どこでもいいというような方向に行くということで、確かにその辺は考えなければいけない点ですね。だから、とりあえずは、港陽地区と朝日地区が当面の対象ですけれども、将来的なことを考えると、教育委員会としての方針をきちっと検討しておかなければいけないということですね。

○教育長 今、伊藤教育政策担当課長の方から話をしたとおりなのですが、小学校の隣接校方式というのは、港区の小学校の学校選択希望制の根幹をなす一つの大きなポイントです。これも外してしまうということは、ほかに対する影響が出てくる。例えば、「小・中一貫ならばそれを外してもいいの。では、教育委員会は子どもたちの安全性というものについてはもういいんだね」というふうな解釈をされたときに、「じゃあ、ほかの小学校だって選択していいじゃないか。選択には変わらないだろう。教育委員会が決めた港陽の小・中学校だけ認めるのではなくて、ほかの小学校に行くのにも安全性はもういいというのであれば、親がしっかり見ますよということでいいということであるならば、ほかだっていいじゃないか」と言われたときに、「そうはいきませんよ」というわけにもなかなかない。したがって、これを外すということになるならば、もう少し議論を深めて、いろいろ資料も調整しながら話し合っていくべきだろうと私も思います。

○澤委員 確かに、通学の安全性にしても、区民の皆さんが割り切っていて、「学校の中は教育委員会の責任ですよ。学校に到達するまでは保護者であり、警察であり、地域の責任だ」というように割り切っていただけるのだとすれば、教育長が言われたように、小学校も全区自由に選べるという体制もあり得るかと思えます。子どもたちの安全ということに関して教育委員会もしっかり

責任を持たなければいかんとすると、全区なんて責任を持てるのかという話にもなってきますし、それは確かにそうですね。魅力のある小・中一貫校をつくり、皆さんがそこに行ってみたくて、そういう学校にしたいわけですが、そのときにそれをどういうふうに受け入れるかということとは現実的には大事なポイントですね。

○小島委員長 ほかにどなたかご意見ございますか。

小・中一貫校については、これこれの方針で小・中の接続、特に5年生、6年生、中学1年生の接続を考えて、効率よい——「効率」と言ってはおかしいのですが——教育目標を実現しようという理想を持って子どもたちに「こういうことができますよ」という制度を作るわけです。私はこれは、港陽地区だ、朝日地区だと限定した子どものためではなく、港区の子どもたち全体のためにこういう制度をつくるのだという考えの方が良いと思います。この制度で勉強してみたい、やってみたくてという子どもないし保護者がいれば、地区に限ることなく全区的に受け入れてあげるのが本来のあるべき姿です。もちろん、教育長が言うように、安全の問題とか、いろいろありますが、小・中一貫校をつくった我々教育委員会の理想、目的は、全区民が等しく受けられるようにしてあげないといけないと思います。そうであれば、一貫校に全区から応募できるようにする方がいいのではないかと、現時点ではそういう感じがするのです。安全面やその他については今後よく検討しなくてはいけないと思いますが。

○教育政策担当課長 実は、この資料をご覧いただきたいと思いますが、選択肢の1及び2、いずれも全区から選べることを否定はしておりません。1の場合も、現行の選択制は動かさないけれども、特別な事情がある場合に指定校変更を認めておまして、こちらで対応することも不可能ではございません。先ほど教育長からもお話がございましたとおり、この問題は、今、委員長がいきみじくも言われたとおり、際立った特色を持つ小・中一貫校という教育を、全てではなく、限定されたところで当面はスタートせざるを得ませんが、そういう教育を受けたいという子どもさんについては、基本的には全区から受けるべきだろうという考え方も当然あると思います。それと、教育長が言われた「そうはいつでも、子どもの安全性、体力面をどう考えるか」、これとどこでバランスをとったらいいか、その問題になります。したがって、今、手法は二つございますので、制度の運用面も含めて、どちらが妥当なのかということにつきまして事務局の方で改めて整理をさせていただいて、また、他区の実例等も調べさせていただいて、また委員会で議論をお願いしたいと思っております。

○小島委員長 我々の検討材料をもう少し出していただいて、これ、非常に大事な問題ですので。

○教育長 ただ、そんなに時間があるわけではないのです。11月に実質、その前に周知をしなければなりません。こういう日程がありますので、そんなにゆっくり議論をしている時間はないということですので、今日この資料をもとに先生方にも考えていただいて、また事務局から近々に資料出して決めていかなければならない問題だと思います。

○半田委員 先ほど「特例」というのをおっしゃったのですが、基本は、その地域に住んでいる学校に行くということが大前提なのですが、「どうしても小・中一貫校が魅力的だから、親が何とか責

任を持って送り迎えもする。ですから、そこに通わせたいです」という意向があれば許可しないこともないという意味の特例であればよろしいかと思えます。

○教育政策担当課長 ある意味では、特例といいますか、それを認める手法として、この資料にもございますように2通りのやり方があると。一つは、指定校変更制度の中でそういった方々の要望を満たす。もう一つは、今の選択希望制の中に、今、委員が言われたような特例を設けて認める、その二つの選択肢がございます。学校選択希望制の方に特例を設けるということは、先ほどご説明したように、将来的に小・中一貫校を今具体的に予定している2カ所以上に拡大をする可能性がありますので、そうしたときには、結果として、今の選択制の小学校は隣接学区の学校しか選べないという枠を外してしまうこととなります。それが妥当かどうかということをも十分議論した上で決定していく必要があるということで、その部分について委員の皆さん方にもう少し議論をお願いして、妥当な方策を選択していただければという趣旨でございます。

○学務課長 学校希望選択制の予定だけちょっと申し上げておきます。

10月中旬に各家庭に学校選択希望票の送付をいたします。この希望票は対象者全員に配ります。住所によって、指定校と隣接区を選択希望可能校というのが全部一覧になっていて、その中から選ぶという形をとっておりますけれども、これを10月中旬に発送します。11月中旬に締切、応募状況の公表は11月下旬、抽せん実施は12月上旬、こういった形になっております。ご参考までに。

○小島委員長 わかりました。

ほかに。

○半田委員 今おっしゃった全員というのは、今度就学する、今、年長さんのお子さん全員ということですか。

○学務課長 はい、全員です。

○半田委員 わかりました。

○澤委員 少なくとも9月の初めぐらいまでには教育委員会の方針を決めておかなければいけないということですね。

○学務課長 システムで、住所で選択できる学校を全て打ち出します。事務的な話で申しわけないのですが、今回、システム変更しなければならないので、できれば次回の教育委員会で決めていただかないとちょっと間に合わないという状況です。

○澤委員 次回というのは、予定では8月の後半ですか。

○学務課長 9月8日になります。

○澤委員 そうですか。そこではもう決めなければいけないということですね。

○学務課長 はい。

○澤委員 わかりました。

○小島委員長 これで、今日予定していた案件は全て終了いたしますが、ほかに何かありますか。それでは、これをもちまして、本日の委員会は閉会といたします。

次回は、9月8日火曜日、午前10時からの予定です。長時間どうもありがとうございました。

(午後0時03分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 高橋 良祐